

12 危険物・保安関係

- ア 共通事項関係
- イ 高圧ガス保安法関係
- ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
- エ 労働安全衛生法関係
- オ 消防法関係
- カ その他

(3) 個別事項
ア 共通事項関係

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
保安四法関係 (総務省)	平成12年11月に出された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の検討結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 特定屋外タンク貯蔵所の定期保安検査及び定期点検(内部点検)の検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法を導入することの可否について検討する。	検討 (結論)		
(総務省)	b 消防法に基づく危険物施設の検査主体について、危険物の保安の確保上問題がない範囲内で、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の検査機関のうち消防庁が定める基準を満たすものを、市町村長等から委託を受けて消防法に基づく危険物施設の検査に係る技術的な審査を行う機関として明示する。	逐次実施		

イ 高圧ガス保安法関係

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
可燃性ガス、酸素の充てん容器に係る容器置場 (経済産業省)	可燃性ガス、酸素の充てん容器に係る2階建容器置場の設置基準について検討する。	検討		
充てん容器等の加温に係る技術基準の見直し (経済産業省)	シリンダーキャビネット内部において、容器・バルブ・配管を加温する場合には、自動制御により温度調節された温風又は熱媒の使用を認めることについて検討する。	検討		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
移動式製造設備の 防消火設備設置基 準 (経済産業省)	高圧ガスに係る移動式製造設備(新バルクローリーに限る。)から当該製造事業所に設置された新バルク貯槽に対して充てんする際のローリー停車位置への防消火設備の設置義務の除外について検討する。	検討		
医療用コールドエ バポレータ設備に 係る設備距離 (経済産業省)	一般のコールドエバポレータと同等の設備距離確保が義務付けられている医療用コールドエバポレータ設備について、一定の場合におけるその設備距離の緩和を検討する。	検討		
タンクローリーの 他都道府県への移 籍時における完成 検査 (経済産業省)	他都道府県からのタンクローリーの移籍の際の合理的な完成検査の在り方について検討する。	検討		
高圧ガス製造施設 に係る認定保安検 査実施者の要件 (経済産業省)	自ら保安検査を実施することができる認定保安検査実施者の認定基準について再検討することにより、コンビナート関連事業者以外の第一種製造者についても、認定保安検査実施者への移行を推進する。	検討 (結論)		
高圧ガス製造施設 等の検査 (経済産業省)	指定代行機関や優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、技術の進歩等に応じて、その指定基準や認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。	随時		
高圧ガス保安法に おける保安検査周 期の延長 (経済産業省)	年1回の保安検査を義務付けられている高圧ガス設備の保安検査について、設備の保安管理体制等が優秀であるとの大臣の認定を受けた者に設備を稼働した状態で保安検査を自ら行うことを可能とする現行制度について、産業界全体に今一度周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置		

ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
容器による販売方法の見直し (経済産業省)	原則としてガスメーターによる体積販売とされている液化石油ガスについて、質量販売に対応した安全器具開発の結果及び効果を踏まえ、質量販売の範囲について検討する。	検討	検討 (結論)	
バルク貯槽の保安距離の緩和 (経済産業省)	貯蔵量1トン以上3トン未満のバルク貯槽の設置に際し確保することとされている保安距離について、平成14年度まで行う実証試験の結果を踏まえ検討する。	検討		

エ 労働安全衛生法関係

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
ボイラー・圧力容器の性能検査 (厚生労働省)	a 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、性能規定化を完了する。	検討		
	b 1年以内ごとに性能検査を受けなければならないボイラー及び第一種圧力容器について、設備の安全管理体制が優秀であると労働基準監督署長の認定を受けた者は設備を停止して行う開放検査の周期を2年とすることが可能である現行制度について、趣旨、手続、審査基準等について今一度広く周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置		
	c 設備を停止して行う性能検査の周期について、労働安全衛生法のボイラー及び圧力容器安全規則等において管理等が良好で延長を行い得る安全要件等の合理的基準を定め、この基準に適合すると認められるボイラー等の検査周期を4年程度に延長することを目途に、平成11年度から行っている試行の結果を踏まえ、早急に所要の制度改正を行う。	検討		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
ボイラー等の検査 (厚生労働省)	ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。	検討		
ボイラー等の特定機械等の検査 (厚生労働省)	ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等(特定機械等)の検査等に係る検査代行機関について、ワンストップサービス化の実現に向け、指定条件の見直し作業を行う。	措置		
ボイラーの遠隔制御についての基準 (厚生労働省)	ボイラーの遠隔制御についての基準について、安全性を損なわない範囲で、対象となる遠隔制御方式ボイラーの基準、点検基準等について見直しを図る。	検討	措置	

オ 消防法関係

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
引火点の高い液体の危険物からの除外 (総務省)	a 消防法における引火性液体の規定について、引火点が250度程度を超える引火性液体については、危険物から除外する。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後公布		
	b 引火点が100度程度から250度程度の引火性液体の危険物の貯蔵・取扱施設の技術基準の合理化を図る。	措置		
防火管理者の業務の外部委託 (総務省)	防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火対象物の安全性を損なわないことを前提として、防火管理者の業務の外部委託を認めることについて検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)	

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
自動火災警報器に係る消防法と高圧ガス保安法の重複規制の撤廃 (総務省)	コンビナート等保安規則及び一般高圧ガス保安規則が適用される充てん所について、施設等の実態等を踏まえ、自動火災報知設備等の設置を免除することについて検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)	
排煙設備に係る技術基準の性能規定化 (総務省)	排煙設備の技術基準を性能規定化することについて検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)	
消防法で規定する消火設備に係る技術基準の見直し (総務省)	スプリンクラーヘッドの技術基準を性能規定化することについて検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)	
危険物取扱者の実務経験要件の見直し (総務省)	甲種危険物取扱者の受験資格要件の一つとされている実務経験について、求められる能力の確認を行いつつ資格取得希望者にとって受験の機会が広がる制度とする観点から、資格取得要件とすることを検討する。	検討		
危険性物質輸送時の運転要員の確保方策 (総務省)	安全性を損なわないことを前提に危険物輸送時における運転要員の確保方策について検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)	
給油取扱所における作業場の面積 (総務省)	自動車の点検整備を行う作業場について、係員以外の者が立入りする建築物部分の面積の算定方法に関し、安全性を損なわないことを前提に検討し、結論を得る。	検討 (結論)		
危険物施設の保安検査 (総務省)	a 危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入について結論を得る。	結論		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	b 危険物施設の保安検査について、優良事業所については、自主検査を含め、危険物施設の適切な管理が維持されるよう更なるインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について検討する。	検査周期を延長するインセンティブ制度の結論を踏まえ検討		
	c 危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、結論を得る。	検討	検討	検討 (結論)
消防用機械器具の検定 (総務省)	消防用機械器具の検定主体について、指定検定機関の公益法人要件の要否、公益法人要件を撤廃した場合の問題点等及び指定検定機関の指定要件に関する検討結果を踏まえ、必要に応じ関連法令の改正等の措置を的確に講じる。	検討		
タンクローリーに関する規制緩和 (総務省)	移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。	検討	結論	

カ その他

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
含水爆薬の現場製造 (経済産業省)	現在、硝安油剤爆薬に限定されている移動式製造設備での製造について、含水爆薬に係る技術基準を検討する。	検討	検討 (結論)	
石油コンビナートの防災資機材の基	石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所(一定量以上の危険物等を貯蔵又は取り扱う	随時		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
準 (総務省)	事業所)に備え付けなければならないこととされている防災資機材(化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等)については、政令においてその具体的な仕様が規定されているが、この基準について随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。			
長距離パイプラインに係る規制 (経済産業省)	長距離パイプラインに係る適用法規の在り方、技術基準等について、安全の確保等を踏まえつつ検討する。	検討		